

建設現場における遠隔臨場の実施方針

1．はじめに

建設現場における遠隔臨場は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減」や発注者（監督員及び現場技術員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を図るため実施するものである。

実施にあたっては、国土交通省大臣官房技術調査課が策定する「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領(案)」(以下、「実施要領」という。)及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領(案)」(以下、「監督・検査要領」という。)によることを基本とし、本方針において、一部読替えを行うものとする。

2．対象工事

対象工事については、遠隔臨場の対象工種がある工事は原則、全ての工事に適用するが、通信環境が整わない現場や、工種によって不十分、非効率的な確認になってしまう恐れのある確認項目は、対象としないこととする。

新規発注工事の場合

発注時において、遠隔臨場の実施を特記仕様書に記載することとする。但し、通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率になることが明確な場合は、この限りではない。

既契約（特記に記載がない場合）の工事の場合

- a) 発注者が対象工事に合致すると判断した工事については、受注者に要請し、実施可能の回答が得られた場合は、設計変更により実施する。
- b) 発注者が対象工事に合致しないと判断した工事については、受注者から遠隔臨場の希望があった場合（新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策等を含む）、受発注者間で協議し、特段の事情がない限り、実施することも可とする。

3. 「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領(案)(国土交通省 大臣官房技術調査課)」の読替えについて
 実施要領における読替えは、次のとおりとする。

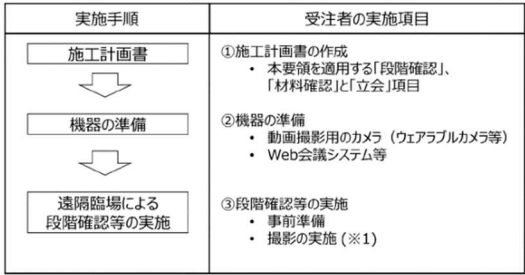
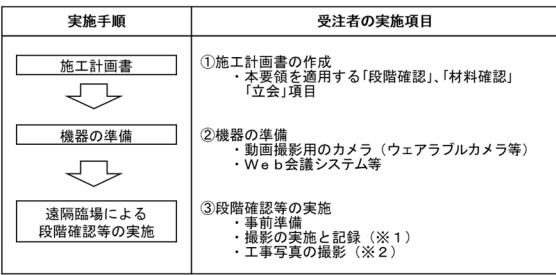
「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領(案) (令和5年3月)」	兵庫県土木部の建設現場における遠隔臨場に係る読替え	備考
共通事項(用語の読替え)		
・監督職員 ・検査職員	・監督員 ・検査員	
2. 総則		
2.2 適用の範囲 【解説】 受注者が動画撮影用のカメラ・・・中略・・・ <u>確認実施者が現場技術員の場合は、現場技術員が使用する PC 等にて遠隔臨場の映像(実施状況)を画面キャプチャ(パソコン等の画面表示を静止画像として保存)等で記録し、情報共有システム(ASP)等で監督職員へ提出(図 2-1 1)する。</u> ……以下略……	2.2 適用の範囲 【解説】 受注者が動画撮影用のカメラ・・・中略・・・ <u>受注者は、遠隔臨場の映像と音声の配信を行い、遠隔臨場が行われた記録として監督員を表示させた画面を画面キャプチャ(パソコンなどの画面表示を静止画像として保存)等で記録し、工事写真として提出する。(図 2-1 1 1)</u> <u>なお、遠隔臨場実施箇所における寸法の読み値等の工事写真は、必要に応じて別途撮影し、工事写真として提出する。(図 2-1 2)</u> ……以下略……	受注者は、臨場状況を画面キャプチャ等で記録し工事写真として提出する。 また、記録した臨場の画像で寸法の読み値等が判読出来ない場合は、別途寸法が判読出来る工事写真も撮影し、提出する。 なお、遠隔臨場の配信状況を第三者視点から撮影した写真は、不要。
図 2-1 受注者の実施項目 	図 2-1 受注者の実施項目 	
(1) 段階確認 『土木工事共通仕様書』、「第3編 土木工事共通編 第1章 総則」、「第1節 総則」、「3-1-1-4 監督職員による確認及び立会等」に定める「段階確認の臨場」において、「 <u>監督職員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。</u> 」の事項に該当し、……以下略……	(1) 段階確認 『土木工事共通仕様書』、「第3編 土木工事共通編 第1章 総則」、「第1節 総則」、「3-1-1-3 監督員による確認及び立会等」に定める「7.段階確認の臨場」において、「 <u>監督員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。</u> 」事項に該当し、……以下略……	
2.4 監督職員等による監督の実施項目 【解説】 監督職員等は、……中略…… <u>確認実施者が現場技術員の場合は、現場技術員が使用する PC 等にて遠隔臨場の映像(実施状況)を画面キャプチャ(パソコン等の画面表示を静止画像として保存)等で記録し、情報共有システム(ASP)等で監督職員へ提出(図 2-2 1)する。(従来の段階確認等資料の管理と同様とする。)</u>	2.4 監督員等による監督の実施項目 【解説】 監督員等は、……中略…… <u>監督員等は、受注者が配信する映像により段階確認等を実施する。</u> <u>なお、遠隔臨場実施箇所における寸法の読み値等の工事写真は、必要に応じて別途撮影し、工事写真として提出を求める。(図 2-2 1)</u>	臨場の記録及び工事写真の提出は、受注者が行うため、監督員等の記録は不要。

図 2-2 監督職員等の実施項目 <table><tr><th>実施手順</th><th>監督職員等の実施項目</th></tr><tr><td> 施工計画書 ↓ 機器の準備 ↓ 遠隔臨場による段階確認等の実施 </td><td> ①施工計画書の確認 ・ 監督・検査要領を適用する「段階確認」、「材料確認」・「立会」項目 ・ 機器構成と仕様 等 ②段階確認等の実施 ・ 「段階確認書」、「確認・立会依頼書」、「材料確認書」の受領 ・ 撮影の記録（※1） </td></tr></table>		実施手順	監督職員等の実施項目	施工計画書 ↓ 機器の準備 ↓ 遠隔臨場による段階確認等の実施	①施工計画書の確認 ・ 監督・検査要領を適用する「段階確認」、「材料確認」・「立会」項目 ・ 機器構成と仕様 等 ②段階確認等の実施 ・ 「段階確認書」、「確認・立会依頼書」、「材料確認書」の受領 ・ 撮影の記録（※1）					
実施手順	監督職員等の実施項目									
施工計画書 ↓ 機器の準備 ↓ 遠隔臨場による段階確認等の実施	①施工計画書の確認 ・ 監督・検査要領を適用する「段階確認」、「材料確認」・「立会」項目 ・ 機器構成と仕様 等 ②段階確認等の実施 ・ 「段階確認書」、「確認・立会依頼書」、「材料確認書」の受領 ・ 撮影の記録（※1）									
2.5 検査職員による検査の実施項目 【解説】 遠隔臨場を適用した ……中略…… なお、確認実施者が現場技術員の場合は、<u>実施の記録が監督職員に提出されていることを確認する。</u>	2.5 検査員による検査の実施項目 【解説】 検査員は、<u>段階確認書等や工事写真により実施状況を確認する。</u>	従来の検査方法と同様とする。								
図 2-3 検査職員の実施項目 <table><tr><th>実施手順</th><th>検査職員の実施項目</th></tr><tr><td> 施工計画書 ↓ 機器の準備 ↓ 遠隔臨場による段階確認等の実施 </td><td> ①施工計画書の確認 ・ 監督・検査要領を適用する「段階確認」、「材料確認」・「立会」項目の確認 ②段階確認等の実施状況の確認 ・ 「段階確認書」、「確認・立会依頼書」、「材料確認書」の授受状況の確認 </td></tr></table>		実施手順	検査職員の実施項目	施工計画書 ↓ 機器の準備 ↓ 遠隔臨場による段階確認等の実施	①施工計画書の確認 ・ 監督・検査要領を適用する「段階確認」、「材料確認」・「立会」項目の確認 ②段階確認等の実施状況の確認 ・ 「段階確認書」、「確認・立会依頼書」、「材料確認書」の授受状況の確認	図 2-3 検査員の実施項目 <table><tr><th>実施手順</th><th>検査員の実施項目</th></tr><tr><td> 施工計画書 ↓ 機器の準備 ↓ 遠隔臨場による段階確認等の実施 </td><td> ①施工計画書の作成 ・ 本要領を適用する「段階確認」、「材料確認」・「立会」項目の確認 ②段階確認等の実施 ・ 「段階確認書」、「立会願」の授受状況の確認 ・ 実施状況の確認 </td></tr></table>	実施手順	検査員の実施項目	施工計画書 ↓ 機器の準備 ↓ 遠隔臨場による段階確認等の実施	①施工計画書の作成 ・ 本要領を適用する「段階確認」、「材料確認」・「立会」項目の確認 ②段階確認等の実施 ・ 「段階確認書」、「立会願」の授受状況の確認 ・ 実施状況の確認
実施手順	検査職員の実施項目									
施工計画書 ↓ 機器の準備 ↓ 遠隔臨場による段階確認等の実施	①施工計画書の確認 ・ 監督・検査要領を適用する「段階確認」、「材料確認」・「立会」項目の確認 ②段階確認等の実施状況の確認 ・ 「段階確認書」、「確認・立会依頼書」、「材料確認書」の授受状況の確認									
実施手順	検査員の実施項目									
施工計画書 ↓ 機器の準備 ↓ 遠隔臨場による段階確認等の実施	①施工計画書の作成 ・ 本要領を適用する「段階確認」、「材料確認」・「立会」項目の確認 ②段階確認等の実施 ・ 「段階確認書」、「立会願」の授受状況の確認 ・ 実施状況の確認									
4. 遠隔臨場による段階確認等の実施										
4.2 遠隔臨場の実施及び記録と保存 (4) 記録と保存 受注者は、<u>遠隔臨場の映像と音声を配信するのみであり、記録と保存を行う必要はない。</u> 確認実施者が現場技術員の場合は、<u>現場技術員が使用する PC 等にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ（パソコン等の画面表示を静止画像として保存）等で記録し、情報共有システム（ASP）等で監督職員へ提出（図 2-1 1）する。（従来の段階確認等資料の管理同様とする。）</u>	4.2 遠隔臨場の実施及び記録と保存 (4) 記録と保存 受注者は、使用する PC 等にて<u>遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ（パソコンなどの画面表示を静止画像として保存）等で記録し、工事写真として提出すること。</u> なお、<u>遠隔臨場実施箇所における寸法の読み値等の工事写真は、必要に応じて別途撮影し、工事写真として提出すること。</u>	受注者は、臨場状況を画面キャプチャ等で記録し工事写真として提出する。 また、記録した臨場の画像で寸法の読み値等が判読出来ない場合は、別途寸法が判読出来る工事写真も撮影し、提出する。 なお、遠隔臨場の配信状況を第三者視点から撮影した写真は、不要。								
5. 留意事項 等										
5.3 その他 本要領に記載されていない事項については、次の担当者に相談すること。 国土交通省 大臣官房技術調査課 建設システム管理企画室 技術管理係長	5.3 その他 本要領に記載されていない事項については、次の担当者に相談すること。 兵庫県 土木部 技術企画課 県土政策班（技術調査担当）									

6. 費用算出方法		
遠隔臨場実施にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、<u>管理費区分は「9：全ての間接費の対象にしない場合」</u>で計上すること。 …以下略…	遠隔臨場実施にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、<u>すべての間接費の対象外とするため、管理費区分は「5：技術管理費（諸経費対象外）」</u>で計上すること。 …以下略…	
留意点 ・従来の立会・確認に要する …中略… なお、費用の計上は、<u>受注者から見積を徴収し</u>対応すること。 …以下略…	留意点 ・従来の立会・確認に要する …中略… なお、費用の計上は、<u>原則、見積りを3者以上徴収し、</u>対応すること。 …以下略…	見積書は、原則3者以上から徴収する。
7. 参考資料		
7.2 特記仕様書（記載例） 省略	7.2 特記仕様書（記載例） 別紙記載例のとおり。	

4. 「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領(案) (国土交通省 大臣官房技術調査課)」の読替えについて
監督・検査要領における読替えは、次のとおりとする。

「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）（令和５年３月）」	兵庫県土木部の建設現場における遠隔臨場に係る読替え	備考																								
共通事項（用語の読替え）																										
・監督職員 ・検査職員	・監督員 ・検査員																									
3. 適用の範囲																										
本監督・検査要領は、…中略… 受注者は、遠隔臨場の映像と音声の配信を行う。確認実施者が現場技術員の場合は、現場技術員が使用する PC 等にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ（パソコン等の画面表示を静止画像として保存）等で記録し、情報共有システム（ASP）等で監督職員へ提出（図 3-1 1）する。 …以下略…	本監督・検査要領は、…中略… 受注者は、遠隔臨場の映像と音声の配信を行い、遠隔臨場が行われた記録として監督員を表示させた画面を画面キャプチャ（パソコンなどの画面表示を静止画像として保存）等で記録し、工事写真として提出する。（図 3-1 1） なお、遠隔臨場実施箇所における寸法の読み値等の工事写真は、必要に応じて別途撮影し、工事写真として提出する。（図 3-1 2） …以下略…	受注者は、臨場状況を画面キャプチャ等で記録し工事写真として提出する。 また、記録した臨場の画像で寸法の読み値等が判読出来ない場合は、別途寸法が判読出来る工事写真も撮影し、提出する。 なお、遠隔臨場の配信状況を第三者視点から撮影した写真は、不要。																								
図 3-1 受注者の実施項目	図 3-1 受注者の実施項目																									
<table><tr><th>実施手順</th><th>受注者の実施項目</th></tr><tr><td>施工計画書</td><td>①施工計画書の作成 ・本要領を適用する「段階確認」、「材料確認」と「立会」項目</td></tr><tr><td>↓</td><td></td></tr><tr><td>機器の準備</td><td>②機器の準備 ・動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等） ・Web会議システム等</td></tr><tr><td>↓</td><td></td></tr><tr><td>遠隔臨場による段階確認等の実施</td><td>③段階確認等の実施 ・事前準備 ・撮影の実施（※1）</td></tr></table>	実施手順	受注者の実施項目	施工計画書	①施工計画書の作成 ・本要領を適用する「段階確認」、「材料確認」と「立会」項目	↓		機器の準備	②機器の準備 ・動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等） ・Web会議システム等	↓		遠隔臨場による段階確認等の実施	③段階確認等の実施 ・事前準備 ・撮影の実施（※1）	<table><tr><th>実施手順</th><th>受注者の実施項目</th></tr><tr><td>施工計画書</td><td>①施工計画書の作成 ・本要領を適用する「段階確認」、「材料確認」「立会」項目</td></tr><tr><td>↓</td><td></td></tr><tr><td>機器の準備</td><td>②機器の準備 ・動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等） ・Web会議システム等</td></tr><tr><td>↓</td><td></td></tr><tr><td>遠隔臨場による段階確認等の実施</td><td>③段階確認等の実施 ・事前準備 ・撮影の実施と記録（※1） ・工事写真の撮影（※2）</td></tr></table>	実施手順	受注者の実施項目	施工計画書	①施工計画書の作成 ・本要領を適用する「段階確認」、「材料確認」「立会」項目	↓		機器の準備	②機器の準備 ・動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等） ・Web会議システム等	↓		遠隔臨場による段階確認等の実施	③段階確認等の実施 ・事前準備 ・撮影の実施と記録（※1） ・工事写真の撮影（※2）	
実施手順	受注者の実施項目																									
施工計画書	①施工計画書の作成 ・本要領を適用する「段階確認」、「材料確認」と「立会」項目																									
↓																										
機器の準備	②機器の準備 ・動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等） ・Web会議システム等																									
↓																										
遠隔臨場による段階確認等の実施	③段階確認等の実施 ・事前準備 ・撮影の実施（※1）																									
実施手順	受注者の実施項目																									
施工計画書	①施工計画書の作成 ・本要領を適用する「段階確認」、「材料確認」「立会」項目																									
↓																										
機器の準備	②機器の準備 ・動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等） ・Web会議システム等																									
↓																										
遠隔臨場による段階確認等の実施	③段階確認等の実施 ・事前準備 ・撮影の実施と記録（※1） ・工事写真の撮影（※2）																									
4. 監督職員等の実施項目																										
遠隔臨場の機器を用いて …中略… 確認実施者が現場技術員の場合は、現場技術員が使用する PC 等にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ（パソコン等の画面表示を静止画像として保存）等で記録し、情報共有システム（ASP）等で監督職員へ提出（図 4-1 1）する。（従来の段階確認等資料の管理と同様とする。）	遠隔臨場の機器を用いて …中略… 監督員等は、受注者が配信する映像により段階確認等を実施する。 なお、遠隔臨場実施箇所における寸法の読み値等の工事写真は、必要に応じて別途撮影し、工事写真として提出を求める。（図 4-1 1）	臨場の記録及び工事写真の提出は、受注者が行うため、監督員等の記録は不要。																								
図 4-1 監督職員等の実施項目	図 4-1 監督員等の実施項目																									
<table><tr><th>実施手順</th><th>監督職員等の実施項目</th></tr><tr><td>施工計画書</td><td>①施工計画書の確認 ・監督・検査要領を適用する「段階確認」、「材料確認」と「立会」項目 ・機器構成と仕様 等</td></tr><tr><td>↓</td><td></td></tr><tr><td>機器の準備</td><td></td></tr><tr><td>↓</td><td></td></tr><tr><td>遠隔臨場による段階確認等の実施</td><td>②段階確認等の実施 ・「段階確認書」、「確認・立会依頼書」、「材料確認書」の受領 ・撮影の記録（※1）</td></tr></table>	実施手順	監督職員等の実施項目	施工計画書	①施工計画書の確認 ・監督・検査要領を適用する「段階確認」、「材料確認」と「立会」項目 ・機器構成と仕様 等	↓		機器の準備		↓		遠隔臨場による段階確認等の実施	②段階確認等の実施 ・「段階確認書」、「確認・立会依頼書」、「材料確認書」の受領 ・撮影の記録（※1）	<table><tr><th>実施手順</th><th>監督員等の実施項目</th></tr><tr><td>施工計画書</td><td>①施工計画書の確認 ・監督・検査要領を適用する「段階確認」、「材料確認」、「立会」項目 ・機器構成と仕様 等</td></tr><tr><td>↓</td><td></td></tr><tr><td>機器の準備</td><td></td></tr><tr><td>↓</td><td></td></tr><tr><td>遠隔臨場による段階確認等の実施</td><td>②段階確認等の実施 ・「段階確認書」、「立会願」の受領 ・段階確認等の実施 ・寸法値等の撮影を要求（※1）</td></tr></table>	実施手順	監督員等の実施項目	施工計画書	①施工計画書の確認 ・監督・検査要領を適用する「段階確認」、「材料確認」、「立会」項目 ・機器構成と仕様 等	↓		機器の準備		↓		遠隔臨場による段階確認等の実施	②段階確認等の実施 ・「段階確認書」、「立会願」の受領 ・段階確認等の実施 ・寸法値等の撮影を要求（※1）	
実施手順	監督職員等の実施項目																									
施工計画書	①施工計画書の確認 ・監督・検査要領を適用する「段階確認」、「材料確認」と「立会」項目 ・機器構成と仕様 等																									
↓																										
機器の準備																										
↓																										
遠隔臨場による段階確認等の実施	②段階確認等の実施 ・「段階確認書」、「確認・立会依頼書」、「材料確認書」の受領 ・撮影の記録（※1）																									
実施手順	監督員等の実施項目																									
施工計画書	①施工計画書の確認 ・監督・検査要領を適用する「段階確認」、「材料確認」、「立会」項目 ・機器構成と仕様 等																									
↓																										
機器の準備																										
↓																										
遠隔臨場による段階確認等の実施	②段階確認等の実施 ・「段階確認書」、「立会願」の受領 ・段階確認等の実施 ・寸法値等の撮影を要求（※1）																									

4.2 遠隔臨場の実施及び記録と保存 (3) 記録と保存 受注者は、遠隔臨場の映像と音声を配信するのみであり、記録（画面キャプチャ等）と保存を行う必要はない。 確認実施者が現場技術員の場合は、現場技術員が使用する PC 等にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ（パソコンの画面表示を静止画像として保存）等で記録し、情報共有システム（ASP）等で監督職員へ提出（図 4-1 1）する。（従来の段階確認等資料の管理と同様とする。）	4.2 遠隔臨場の実施及び記録と保存 (3) 記録と保存 受注者は、使用する PC 等にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ（パソコンなどの画面表示を静止画像として保存）等で記録し、工事写真として提出すること。 なお、遠隔臨場実施箇所における寸法の読み値等の工事写真は、必要に応じて別途撮影し、工事写真として提出すること。（（図 4-1 1）	受注者は、臨場状況を画面キャプチャ等で記録し工事写真として提出する。 また、記録した臨場の画像で寸法の読み値等が判読出来ない場合は、別途寸法が判読出来る工事写真も撮影し、提出する。 なお、遠隔臨場の配信状況を第三者視点から撮影した写真は、不要。								
4.2 遠隔臨場の実施及び記録と保存 (4) 記録の確認 監督職員は、現場技術員が実施した遠隔臨場の「記録（画面キャプチャ等）」を情報共有システム（ASP）等により確認すること。	4.2 遠隔臨場の実施及び記録と保存 (4) 記録の確認 削除									
5. 検査職員の実施項目（書面検査）										
遠隔臨場の機器を用いて…中略… なお、確認実施者が現場技術員の場合は、実施の記録が監督職員に提出されていることを確認する。	検査員は、段階確認書等や工事写真により実施状況を確認する。	従来の検査方法と同様とする。								
図 5-1 検査職員の実施項目 <table><tr><th>実施手順</th><th>検査職員の実施項目</th></tr><tr><td> 施工計画書 ↓ 機器の準備 ↓ 遠隔臨場による段階確認等の実施 </td><td> ①施工計画書の確認 ・ 監督・検査要領を適用する「段階確認」、「材料確認」と「立会」項目の確認 ②段階確認等の実施状況の確認 ・ 「段階確認書」、「確認・立会依頼書」、「材料確認書」の授受状況の確認 </td></tr></table>	実施手順	検査職員の実施項目	施工計画書 ↓ 機器の準備 ↓ 遠隔臨場による段階確認等の実施	①施工計画書の確認 ・ 監督・検査要領を適用する「段階確認」、「材料確認」と「立会」項目の確認 ②段階確認等の実施状況の確認 ・ 「段階確認書」、「確認・立会依頼書」、「材料確認書」の授受状況の確認	図 5-1 検査員の実施項目 <table><tr><th>実施手順</th><th>検査員の実施項目</th></tr><tr><td> 施工計画書 ↓ 機器の準備 ↓ 遠隔臨場による段階確認等の実施 </td><td> ①施工計画書の作成 ・ 本要領を適用する「段階確認」、「材料確認」「立会」項目の確認 ②段階確認等の実施 ・ 「段階確認書」、「立会願」の授受状況の確認 ・ 実施状況の確認 </td></tr></table>	実施手順	検査員の実施項目	施工計画書 ↓ 機器の準備 ↓ 遠隔臨場による段階確認等の実施	①施工計画書の作成 ・ 本要領を適用する「段階確認」、「材料確認」「立会」項目の確認 ②段階確認等の実施 ・ 「段階確認書」、「立会願」の授受状況の確認 ・ 実施状況の確認	
実施手順	検査職員の実施項目									
施工計画書 ↓ 機器の準備 ↓ 遠隔臨場による段階確認等の実施	①施工計画書の確認 ・ 監督・検査要領を適用する「段階確認」、「材料確認」と「立会」項目の確認 ②段階確認等の実施状況の確認 ・ 「段階確認書」、「確認・立会依頼書」、「材料確認書」の授受状況の確認									
実施手順	検査員の実施項目									
施工計画書 ↓ 機器の準備 ↓ 遠隔臨場による段階確認等の実施	①施工計画書の作成 ・ 本要領を適用する「段階確認」、「材料確認」「立会」項目の確認 ②段階確認等の実施 ・ 「段階確認書」、「立会願」の授受状況の確認 ・ 実施状況の確認									
(2) 段階確認等の実施状況の確認 確認実施者が現場技術員の場合は、実施の記録が情報共有システム（ASP）等により監督職員に提出されていることを確認する。	(2) 段階確認等の実施状況の確認 受注者から提出された工事写真を確認する。									
6. 留意事項 等										
6.3 その他 本監督・検査要領に記載されていない事項については、次の担当者に相談すること。 国土交通省 大臣官房技術調査課 建設システム管理企画室 技術管理係長	6.3 その他 本監督・検査要領に記載されていない事項については、次の担当者に相談すること。 兵庫県 土木部 技術企画課 県土政策班（技術調査担当）									

7. 費用算出方法		
遠隔臨場実施にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、<u>管理費区分は「9：全ての間接費の対象にしない場合」</u>で計上すること。 …以下略…	遠隔臨場実施にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、<u>すべての間接費の対象外とするため、管理費区分は「5：技術管理費（諸経費対象外）」</u>で計上すること。 …以下略…	
留意点 ・従来の立会・確認に要する …中略… なお、費用の計上は、<u>受注者から見積を徴収し</u>対応すること。 …以下略…	留意点 ・従来の立会・確認に要する …中略… なお、費用の計上は、<u>原則、見積りを3者以上徴収し</u>、対応すること。 …以下略…	
8. 参考資料		
8.1 特記仕様書（記載例） 省略	8.1 特記仕様書（記載例） 別紙記載例のとおり。	